

誓約書

私
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者
私共
であることを誓約します。

年 月 日

香川県県税事務所長 殿

免税軽油使用者証番号 香川県第 号

氏名又は名称

備考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

<地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号からくる要件>

※下記の該当者は免税軽油使用者になれません。

- ①地方税に関する法令の規定に違反したことにより、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して2年を経過しない者
- ②国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者
- ③国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税反則取締法若しくは関税法の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わった日等から起算して3年を経過しない者
- ④法人であつて、その役員に①～③に該当する者があるとき。

<県からの確認事項>

県税に滞納がある方は完納してください。

なお、滞納処分を受けたり、返納を命ぜられますと2年間、免税軽油使用者証及び免税証は交付されません。

※使用者が法人の場合は、3ヶ月以内に発行された法人登記簿謄本の写しを添付すること。